2025 年 6 月 12 日

BPO（放送倫理・番組向上機構）
放送と人権等権利に関する委員会　御中

株式会社テレビ東京

「放送人権委員会決定第 81 号」に対する取り組み等について

2025 年 3 月 18 日に放送人権委員会決定としてご通知いただきました「『警察密着番組に対する申立て』―見解―」（以下「委員会決定」）を受けた当社の対応、及び従前から取り組んでいる再発防止策の実施状況について、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1.　委員会決定についての放送対応

当社は、委員会決定を真摯に受け止め、以下の放送及び配信で委員会決定をニュースとして伝えました。

(1)　委員会決定当日及び翌日の放送及び配信

【放送】

＜当日＞

・　テレビ東京「ゆうがたサテライト」16 時 55 分～ ※全国ネット
・　テレビ東京「WBS（ワールドビジネスサテライト）」22 時 22 分～ ※全国ネット
・　BS テレビ東京「NIKKEI NEWS NEXT」21 時 37 分～

＜翌日＞

・　テレビ東京「News モーニングサテライト」6 時 10 分～　※全国ネット
・　BS テレビ東京「日経モーニングプラス FT」7 時 17 分～

【配信】

・　テレ東 BIZ　動画配信
（上記「WBS（ワールドビジネスサテライト）」「News モーニングサテライト」の LIVE 配信及びアーカイブ動画のアップロード、「ゆうがたサテライト」のアーカイブ動画のアップロード）
・　テレ東 BIZ　YouTube チャンネルでの動画配信
（上記「ゆうがたサテライト」のアーカイブ動画のアップロード）

各ニュースでは、リード部分で「BPO（放送倫理・番組向上機構）の放送人権委員会は、テレビ東京がおととし（2023 年）3 月に放送した『激録・警察密着 24 時！！』（以下「本件番組」）について、『放送倫理上の問題がある』との『見解』を公表しました」と、委員会決定の内容を伝えました。

続いて、本件番組が人気キャラクターの不正競争防止法違反事件を取り上げた中に、販売会社がキャラクターを真似た商品を扱っているとの印象を与える部分があり、名誉を毀損したと認められるものの、その後のお詫び放送などにより、被害は一定程度回復されているとし、また、事後撮影された、事実の重要な部分については、やらせ、ねつ造があったとはいえないと委員会が判断したことを伝えました。

一方、テレビ東京のチェック・確認体制には重要な問題があり、本件番組は、「正確さ、公正さに問題があること」「取材される側への配慮を欠き過度に社会的制裁を加えるものになっていること」「視聴者の期待、信頼に反すること」から、「放送倫理上の問題がある」と見解が示されたことを伝え、「すでに適正な放送への対策を講じていますが、BPO の見解を真摯に受け止め、視聴者の皆様の信頼を損なうことのないよう再発防止に努めてまいります」との当社コメントで締めくくりました。

なお、2025 年 4 月 13 日に放送した自己批評番組「ウオッチ！7」でも、5 時 27 分から同様の内容を伝えました。

(2) 当社のコメント

委員会決定当日、以下のコメントを株式会社テレビ東京ホールディングス（以下「HD」）及び当社のウェブサイトに掲載しました（トップページにバナーを貼ることで広く目に留まるようにしました）。

BPO 放送人権委員会の見解について

2023 年 3 月 28 日に放送した「激録・警察密着 24 時!!」について本日、BPO 放送人権委員会から「放送倫理上の問題がある」とする見解が通知されました。

本番組をめぐって当社はこれまで、不適切な内容があったことを深く反省し、2024 年 5 月 28 日にはホームページでのお詫びに加え、お詫び放送をするなどの対応をしてきました。さらに、本番組を今後放送しないことも決めています。また、放送責任に照らして社内処分を実施し、社長、担当役員が報酬の一部を返上しました。再発防止の取り組みとして、放送前に番組をチェックする専門の部署を新設し、社内外の制作スタッフに対する研修を定期的に行うなど、すでに適正な放送への対策を講じています。

当社は今回の BPO の見解を真摯に受け止め、視聴者の皆様の信頼を損なうことのないよう、より一層の再発防止に努めてまいります。

2.　委員会決定内容の周知徹底

【グループ社員向け説明会】

委員会決定当日の 17 時から、テレビ東京グループの全役員・全社員を対象とした「グループ社員向け説明会」（以下「説明会」）をリモートで開催しました。

まず、代表取締役社長が委員会決定があったことを伝え、続いて、コンプライアンス担当役員が委員会の判断内容を詳しく説明しました。また、コンテンツ担当役員からは、世の中の動きへの感度を高めることや、制作者同士でコミュニケーションを取ることの重要性などについてコメントがありました。最後に再び代表取締役社長が、コンテンツ制作に関わる者は必ず委員会決定を熟読すること、委員会決定で述べられている厳しい指摘を真摯に受け止め、次に繋げる責務があることを伝え、「今回の委員会決定をもとに、各局室でいろんな議論を戦わせて、次のテレビ東京のコンテンツ作りに生かしてほしい」とのメッセージを発信しました。同説明会は、現在もアーカイブ視聴を継続しております。

【その他の周知報告】

説明会に加え、委員会決定を再発防止に生かすべく、以下のとおり周知徹底と関係各所への報告を行いました。

日付(2025 年)	対象	方法	内容
3 月 18 日	グループ全役員・全社員・常勤スタッフ	グループ全社メール	委員会決定及び当社コメントなどについて送信
3 月 18 日	グループ全役員・全社員・常勤スタッフ	グループポータルサイト	委員会決定及び当社コメントなどについて掲載
3 月 18 日	グループ全社社長・管理責任者	メール	委員会決定などを送信し、各社社員に説明会を視聴するよう周知徹底を求める
3 月 18 日	全系列局の編成局長（コンテンツ戦略局長）及び東京支社長	メール	委員会決定及び当社コメントなどについて送信し、各社幹部や制作現場への速やかな共有を求める
3 月 18 日	本件番組を制作した制作会社	面談	制作会社を訪問し、当社役員から委員会決定の内容及び当社コメントについて説明。コミュニケーション不足があったこと等を相互に確認した
3 月 18 日	監査役会	メール	委員会決定及び当社コメント、説明

日付(2025 年)	対象	方法	内容
			会の内容などを報告
3 月 18 日	HD 社外取締役	メール	委員会決定及び当社コメント、説明会の内容などを報告
3 月 19 日	制作局	臨時制作局会	委員会決定の詳細を説明し、重く受け止めて再発防止をしっかり行うよう周知徹底
3 月 24 日	常勤取締役、常勤監査役、HD 専務執行役員	グループ経営会議	委員会決定及び再発防止策などについて報告
3 月 24 日	局室長	経営連絡会	委員会決定及び再発防止策などについて報告
4 月 14 日	テレビ東京グループの全新入社員	新入社員研修	コンテンツ審査室が本件番組に関する問題について説明
4 月 14 日	番組制作にかかわるグループ全社員 （制作局、配信ビジネス局、報道局、スポーツ局、コンテンツ戦略局、BS テレビ東京、テレビ東京制作）	メール	人事異動などにより新たに番組制作に関わることになった社員を含め、2024 年 5 月から実施している社内勉強会のアーカイブ視聴を改めて周知
4 月 17 日	HD 役員	HD 取締役会で報告	委員会決定、当社コメント、説明会の内容、本件の経緯及び今後の対応などを説明
4 月 25 日	グループ全体 （発行部数約 3000 部）	社内報 「テレト」	委員会決定及び当社コメント、説明会の内容などを掲載
4 月 1 日以降多数回実施	各制作部門の 定例会議メンバー （制作局、配信ビジネス局、報道局、スポーツ局、コンテンツ戦略局、アニメ局）	部署ごとの定例会議で説明	コンテンツ審査室が各制作部門の定例会議に参加し、委員会決定の内容などを説明して改めて周知徹底を図る

3.　放送番組審議会での議論

放送番組審議会では、委員会決定に先立ち、本件番組について議論を重ねてまいりましたが、委員会決定を踏まえ、改めて以下のとおり対応しました。

- 2025 年 3 月 18 日、すべての委員へメールで委員会決定の全文を送付し、グループ社員向け説明会を行ったことなどについて報告しました。
- 2025 年 4 月 18 日に開催した放送番組審議会において、委員会決定全文や当社コメントをもとに、委員会決定の詳細を改めて説明しました。また、委員からは、再発防止策の効果や社員の意識変化を定期的に観測して、着実に取り組みを継続することなどが求められました。
- 上記の放送番組審議会の概要は、2025 年 4 月 27 日の「ウオッチ！7」で放送したほか、当社ウェブサイトにも掲載しています。なお、「ウオッチ！7」とは、テレビ東京自身が自局の放送番組を検証し、月 1 度開催の放送番組審議会の様子も丁寧に取り上げ、視聴者との信頼関係をより強くするための自己批評番組です。

4. BPO 委員を招いた勉強会

2025 年 5 月 27 日、BPO 放送人権委員会の廣田智子委員長、大谷奈緒子委員を招き、約 2 時間にわたり勉強会を開催しました。テレビ東京グループ社員に加え、本件番組を制作した制作会社も出席し、対面で 83 名、リアルタイム配信で 180 名、アーカイブ配信で 184 名（事前に申し込んだ人数。現在も配信中）がそれぞれ参加しました。

委員からは、委員会決定の内容を背景にある考え方も含めて詳細にご説明いただいたほか、当社からの質問に対しお答えいただきました。

手錠装着の場面で手錠にモザイクをかけずに放送したことについては、手錠装着シーンが本件番組の冒頭と最後に印象的に使われていることを改めて確認したうえで、廣田委員長より、「なぜそれを放送するのか、ということが一番重要である」というお言葉をいただきました。後述の第 1 回社内勉強会で当社も触れていた「ロス疑惑」にも言及しつつ、ニュースと警察密着番組の違いなどのポイントをお示しいただき、制作側が手錠装着の場面を放送する必要性、相当性にしっかりと思いを巡らせることの大切さを再認識する機会となりました。

廣田委員長からは、最後に、「ビジネスと人権」に関し、放送局にとってのそれは「視聴者の方に必要な情報を伝えること」であり、「表現の自由を元気にしていく、伝えなければならないことを何があっても伝えるということである」とのお言葉を頂戴しました。当社は、今回の件を踏まえ、放送事業者として、取材対象者の人権を尊重する責務を負っていること、その責任を果たすために、内容の把握、確認を怠ってはならないことを痛感しております。一方で、放送を取り巻く多くの関係者に配慮するあまり委縮してしまうことなく、表現の自由を体現し、視聴者の知る権利に応えていくことも、当社にとっての「ビジネスと人権」であるとの示唆をいただいたと受け止めております。これらは車の両輪であり、放送局にとっての「ビジネスと人権」がどうあるべきかについて、番組制作の指針の一つとして、今後も追求し続けてまいりたいと考えております。

5.　再発防止に向けて

委員会決定では、本件番組のうち、警察官がキャラクターの絵がついた商品画像を発見し「アウト」だと言う場面に人権侵害があったとご指摘いただきました。また、放送責任を果たすための当社のチェック・確認体制に重要な問題があり、その結果、「正確さ、公正さに問題があること」「取材される側への配慮を欠き過度に社会的制裁を加えるものになっていること」「視聴者の期待・信頼に反すること」から、放送倫理上の問題があるとご指摘いただきました。

これらのご指摘に関連し、当社は以下の改善策に取り組み、再発防止に努めております。

【「コンテンツ審査室」による審査】

再発防止を目的として、2024 年 8 月 1 日付で「コンテンツ審査室」を新設し、チェック体制の強化を行いました。「コンテンツ審査室」は、放送番組はもとより、配信や CM を含めたコンテンツ全般のチェックを担い、独立した立場から人権や放送倫理の観点で放送の適正化を図っています。

コンテンツ審査室は、室長以下 15 名で構成され、報道局経験者を複数配置したほか、本件番組の当該部署である制作局員 4 名も兼務として加わることで、制作局の意識啓発と底上げにも取り組んでいます。

審査のフローは以下のとおりです。

- 番組担当者は、チェック用の素材（完パケに準ずるもの）を、コンテンツ審査室に納品する。
- コンテンツ審査室のチェック班（複数担当制）は、確認結果を番組担当者にフィードバックする。
- 番組担当者は、必要に応じて内容を修正し、チェック班に報告のうえ、修正した部分の素材を再提出する。

また、コンテンツ審査室では、新規番組について企画決定の前段階で情報共有を受けて、必要に応じ意見を述べているほか、ドラマなどは、室員が台本段階からチェックし、内容の改善を求めております。制作サイドからの相談も随時受け付けており、取材方法や番組表現等におけるコンプライアンス上の問題について、番組担当者が一人で抱え込んだり、独断で事を進めたりすることのないよう、細部までフォローアップしております。

【『激録・警察密着 24 時！！』に関連した社内勉強会】

2024 年 5 月 28 日に実施したお詫び放送の直後から、「『激録・警察密着 24 時！！』に関連した社内勉強会」を定期的に行ってまいりました。

上記勉強会には、テレビ東京グループ社員のほか、複数の制作会社も含め、毎回約 300 名、のべ 2500 名以上が参加しました。また、グループポータルサイトにアーカイブ動画を掲載し、いつでも繰り返し視聴可能な状態としています。

『激録・警察密着 24 時！！』に関連した社内勉強会

回	開催日	テーマ	講師
1	2024 年 5 月 31 日	・「犯人視しない」放送とはー	報道局
2	2024 年 6 月 21 日	・取材される側の権利	HD 法務部
3	2024 年 7 月 26 日	・放送倫理から見たモザイク ・「モザイク」が投げかける問題	番組審査部（当時） 報道局
4	2024 年 8 月 2 日	・モザイクの問題点（後編） ケーススタディ＆ディスカッション	外部弁護士 報道局 コンテンツ編成部
5	2024 年 9 月 27 日	・審査室の役割と今後の方針 ～来日外国人編～ ・新しいコンテンツの審査について	コンテンツ戦略局 コンテンツ審査室
6	2024 年 11 月 6 日	・一般人を取材するときの注意点 ・制作現場からの Q&A	外部弁護士 コンテンツ審査室
7	2024 年 12 月 11 日	・制作現場からの Q&A（第 2 弾）	外部弁護士 コンテンツ審査室
8	2025 年 3 月 6 日	・BPO 放送倫理検証委員会の 委員を招いた勉強会	井桁大介委員 長嶋甲兵委員
9	2025 年 5 月 27 日	・BPO 放送人権委員会の 委員を招いた勉強会	廣田智子委員長 大谷奈緒子委員

※BPO 委員を招いた勉強会は、上記勉強会の第 8 回・第 9 回として実施しました。

【社員の理解度の確認】

2025 年 4 月 23 日から 5 月 14 日にかけて、番組制作にかかわる全社員を対象に、上記勉強会の理解度を確認するとともに、改めて内容を復習するため、e ラーニングによるテストを実施いたしました（第 1・2 回勉強会から出題、計 10 問）。受験者にはあらかじめ委員会決定及び過去の社内勉強会資料を改めて確認してからテストに臨むよう呼びかけました（すぐに閲覧できるようそれらのリンクを貼り付けました）。その結果、受験者は、社内勉強会の対象者（約 300 名）を大きく上回る 467 名となり、平均点は 10 点満点中 8.93 点でした。

誤答に対しては、正解と解説を簡潔に表示する「速攻フィードバック」と、出題元となった勉強会資料の該当ページを付記する「じっくり学び直し」の併用により、理解を深めました（集計の結果、「誤ったものを選べ」という問題で最も正しいものを選ぶといった誤読も多かったと見受けられますが、やや読解力を要する設問に対しても迷うことなく正解に辿り着けるよう、知識を確実なものにしていくことが大切であると考えております）。

放送番組審議会からも再発防止策の効果を定期的に観測することが求められており、今後も人権や放送倫理についての意識・知識の定着を図っていく取り組みを継続する所存です。

【「VTR 考察ミーティング」の実施】

本件番組の当該部署である制作局において、お詫び放送から 1 年となる 2025 年 5 月に、改めて制作局員全員が本件番組の VTR をしっかりと視聴し、委員会決定を参照しながら、制作者としての率直な感想や意見、担当する番組において注意すべき点などを、5 つの部でそれぞれ議論する場（以下「VTR 考察ミーティング」）を設けました。

「VTR 考察ミーティング」では、本件番組の問題点を改めて確認するとともに、編集やロケの方法について相談しやすい関係性を（制作会社を含めて）構築することの重要性や、裏付け取材の重要性、「わかりやすさ」「面白さ」を追求した番組作りの危険性、チェック体制の重要性等について、「誰かの不利益になる表現がないかアンテナを強くしていくべき」「取材対象の心情に対して想像力を働かせる。当事者の視点で考える」といった闊達な意見交換が行われました。

制作局に配属された新入社員 4 名も、配属初日に本件番組の VTR を視聴して、制作局長との意見交換を行いました。新入社員からは、今後の価値観を形成していくにあたり、「『倫理』を本質的な志として大切にしながら、事実に即した演出を行い、番組作りに真摯に向き合っていきたい」との発言もあり、委員会決定から多くの学びを得られたと考えております。

【人権の尊重に関するその他の取り組み】

HD は、2025 年 4 月 22 日、「テレビ東京グループの人権対応について」を公表し、テレビ東京グループが人権尊重の重要性を認識し、社会から信頼されるメディア企業として認められるよう取り組みを強化していることを改めて社内外に周知しました。

この文書においては、2023 年に「テレビ東京グループ人権方針」を制定するとともに、「人権委員会」を設立し、以来、「人権デューデリジェンス」を実行していることを説明したうえで、以下のような人権尊重に関する主な取り組みを紹介しております。

- **人権と行動規範等に関するグループ内アンケート調査の実施（2024 年以降、年 1 回）**
  当社グループ内における人権上のリスクや課題を把握し、改善する目的で実施するものであり、2 回目となる 2025 年は 1 月に当社グループ内の役員及び社員合計 1114 名を対象として行いました。
- **必修の人権セミナーの実施（2024 年 1 月以降、年 5 回）**
  ビジネスと人権、ハラスメントの防止などをテーマに講師を招聘してテレビ東京グループの役員・社員・スタッフなどを対象に大規模なセミナーを行い、グループで働く全ての人が人権意識を高める機会としています。

・　**人権を含むサステナビリティ調査の実施（2024 年 7 月以降）**

当社と取引先とのビジネス全体で人権等に対する負の影響を防止し、より良いサプライチェーンを構築する目的で実施したものです。

・　**サプライチェーンガイドラインの策定**

2025 年 3 月、人権デューデリジェンスの一環として、「サステナビリティ推進サプライチェーンガイドライン」を制定しました（放送・配信・提供するコンテンツやサービスにおいて基本的人権を十分に尊重すること、表現の自由を守りつつプライバシーの保護に努めることも明記しています）。

・　**「番組制作ガイドライン」の改訂**

2024 年 12 月、番組制作に関するルールや留意点を定めた「番組制作ガイドライン」に「グループ人権方針」の遵守を明記し、放送だけでなく、配信、イベントなどコンテンツ全般に対象を拡大しました。そのうえで、新たに「モザイク・ボカシの扱い」に関するテレビ東京グループとしての考え方を掲載し、モザイク・ボカシ処理は原則として避けることが望ましいこと、処理をしても他の情報と突き合わせることで本人が特定可能となる場合があることを示し、さらにコンテンツ審査室を軸にした社内チェック体制の強化についても内容を刷新して掲載しております。

【「重要な問題点」に関する取り組み】

委員会決定でご指摘いただいた、チェック・確認が不十分であったことの結果としての 3 つの「重要な問題点」については、特に次のような再発防止策に取り組んでおります。

(1)　正確さ、公正さに問題があること

委員会決定では、本件番組において、警察官が「再現」するままに撮影し放送したことや、申立人らの言い分が全く取り上げられていないこと、間違ったナレーションが放送されたことなどを挙げて、正確さ、公正さに問題があるとご指摘いただいております。

この点については、コンテンツ審査室の審査などの上記各取り組みにより再発防止が図られています。また、「VTR 考察ミーティング」でも制作現場から声のあがった裏付け取材の重要性などについて、問題意識が薄れることのないよう、今後も引き続き社内勉強会の実施や啓発活動等に取り組み、正確・公正な番組制作に努めてまいります。

(2)　取材される側への配慮を欠き過度に社会的制裁を加えるものになっていること

委員会決定では、本件番組が現実の犯罪を報じる警察密着番組であり、通常は公表されない捜査場面が放送されること自体が社会的制裁となる側面があることが示され、さらに申立人らの氏名などが推知可能であったこと、事後撮影において警察官らの言い分は「再現」されたが、無罪を主張している申立人らの言い分は一切放送されなかったこと、それにもかかわらず印象的に再現された捜査会議の場面や実際の手錠装着場面を放送し

たことなどを挙げて、過度な社会的制裁を加えるものになっていたとご指摘いただいております。

この点に関して、上記の第 1 回勉強会においては、「迷ったらモザイクをかけておこう」といった事なかれ主義に陥らないために、無罪推定の原則について改めて確認し、また「ロス疑惑」を題材に、手錠や腰縄をかけられている姿の放送は慎むべきであること、事件の処理において不起訴となるケースが 6 割を超えることなどを具体的に理解することで、被疑者などを犯人視しない放送について改めて確認しました。また、第 2 回勉強会では、「取材される側の権利」をテーマに、名誉権、プライバシー権、肖像権などについて、改めてその概念と重要性を確認しました。

これら 2 回にわたる勉強会については、2025 年 4 月 23 日から 5 月 14 日にかけて行った e ラーニングによるテストの出題範囲としており、委員会決定を受けて、番組制作にかかわる全社員に、改めて勉強会の資料を確認する機会を設けました。

また、委員会決定後、当社は改めて制作局全員に本件番組を視聴するよう求め、委員会決定を踏まえた「VTR 考察ミーティング」を実施しました。意見交換を通じて、番組制作にかかわる社員全員が「自分が本件番組の制作現場にいた場合、どのようなチェック・確認をとることができたか、またとるべきであったか」についての考察を深め、今後の番組作りにおいて、同様のことが起こらないための方策を自分事として考える機会としました。

そして、「番組制作ガイドライン」の改訂においては、取材対象者への配慮についてさらに詳細なルールを定めております。

(3) 視聴者の期待、信頼に反すること

委員会決定では、本件番組の視聴者は長期間捜査に密着し取材した結果の放送との印象を受け誤信することを挙げ、本件番組は視聴者の期待、信頼に反したとご指摘いただいております。

この点については、コンテンツ審査室での審査などの上記各取り組みにより再発防止が図られているほか、「番組制作ガイドライン」の改訂においては、再現映像では必ず再現である旨を明示しなければならないことや、実際の密着取材と誤認させる目的で再現映像を撮影してはならないことも明記しています。

6. 終わりに

当社は、委員会決定を真摯に受け止め、以上のような対応を行ってまいりました。今後も社内で引き続き議論を深め、当社や制作会社の現場の声を丁寧に拾い上げて、当社にとっての「ビジネスと人権」とは何かについて自問自答を続けながら、当社の個性を活かした番組作りを積極的に進めたいと考えております。

勉強会において、廣田委員長から、テレビ東京はこれまで「先進的な楽しい」番組を制

作し、表現の自由の枠を広げてきたとのお言葉もいただきました。テレビ東京グループは2025 年 5 月に、10 年後のあるべき姿を定めた長期ビジョン「テレ東 VISION2035」を策定し、「『まだ見ぬおもしろい』を世界に発信する」ことを掲げています。委員会決定におけるご指摘及び「知恵を絞り、人権意識が高まっている今の社会状況とも調和する番組を目指す」というご示唆を将来につなげるべく、今後の番組制作においても指針としてまいります。

また、同ビジョンでは、「一人ひとりの『ちょっといい明日』に寄り添う」ために、「正確で客観的な報道・情報で、信頼されるメディアであり続ける」ことや、「つながるすべての人の人権を尊重する」ことも謳っています。視聴者の皆様はもちろん、取材・放送の対象となる方々一人ひとりとの「つながり」を常に意識し、番組制作により一層誠実に取り組んでまいります。

以上